

申請の対象となる家族(認定対象者)の状況等		書類説明No.	続柄 書類名称等	配偶者	子				父母 祖父母		弟妹・孫・兄弟姉妹の配偶者	兄弟・姉妹・孫の配偶者	者 おじ・おば・甥・姪およびその配偶者	
					新生児	未就学児・中学生	高校生以上	在学していない	実父母・養父母・実祖父母	義父母・義祖父・義祖母				
必須書類	必ず提出する書類 (一部を除く)		一 被扶養者異動(増加)届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			① 住民票 (世帯全員分の続柄が記載されたもの)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			② 扶養状況届	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
収入に関する書類	現在、収入なし	前年(1～5月に申請する場合は前々年)から無収入の方	③ 所得証明書(非課税証明書)	○				○	○	○	○	○	○	
		前年(1～5月に申請する場合は前々年)から今年に退職した方	④ 退職を証明する書類	○				○	○	○	○	○	○	
		退職後、年金等の収入が発生する予定の方	⑤ 年金見込額照会回答票の写し	○					○	○	○	○	○	
		退職後、雇用保険失業給付を受給する予定の方	⑥ 雇用保険受給資格者証の写し	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	現在、収入あり	パート・アルバイト	⑦ 労働契約内容が確認できる書類 または 直近3か月分の給与明細の写し	○			○	○	○	○	○	○	○	
		自営業(個人事業等)・農業	⑧ 直近の確定申告書(控) および 収支内訳書の写し または 青色申告決算書の写し	○			○	○	○	○	○	○	○	
		各種年金・恩給	⑨ 年金受給額が確認できる書類の写し + ③所得証明書	○				○	○	○	○	○	○	
		その他(利子・配当等)	⑩ 収入額を証明する書類の写し	○				○	○	○	○	○	○	
		その他の書類	雇用保険失業給付の受給終了または受給延長に伴う申請の方	⑥ 雇用保険受給資格者証の写し	○				○	○	○	○	○	○
			住民票で被保険者との続柄が確認できない方	⑪ 戸籍謄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者と別居している方(社命による単身赴任を除く)	⑫ 仕送り額を証明する書類等 + ⑪戸籍謄本		○			○	○	○	否認	○	否認	否認		
学校等に通っている方(小・中学生を除く)	⑬ 在学証明書等		○			○				○	○	○		
④の退職を証明する書類で資格喪失日の確認ができない方	⑭ 健康保険資格喪失証明書		○		○	○	○	○	○	○	○	○		
被保険者以外に収入のある別の扶養義務者がいる場合	⑮ その扶養義務者の収入を証明する書類の写し			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
結婚による申請の場合	⑯ 婚姻日が確認できる書類		○											
補足等		外国籍の方	⑰ 在留カード(両面)の写し または 特別永住者証明証	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		- 健康保険組合が必要と判断した場合は、これら以外にも追加で証明・証拠書類等を提出いただくことがあります。なお、健康保険組合が求める書類等の提出を拒否する場合は、被扶養者の資格審査を拒否したものとみなします。 - 届出や添付書類を偽って被扶養者資格の認定を受けたことが判明したときは、資格認定日まで遡ってその資格を取り消し、その間に健康保険組合が負担した医療費等がある場合はすべて返還していただきます。 - 被扶養者資格が認定された後に、そのご家族が就職や収入増により被扶養者の資格を満たさなくなった場合は、速やかに健康保険組合へ連絡し手続きを行ってください。 - 被扶養者資格を認定した後も、健康保険組合は引き続きその資格を満たしているかの調査を定期的に実施しています。この調査にご協力いただけないときは保険者(健康保険組合)の権限により資格を喪失させることがあります。 - ご提出いただく書類は、被扶養者認定を公平・公正に行うために使用するもので、それ以外に利用することはありません。												